

議 案 第 70 号

摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月8日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

高圧ガス保安法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市手数料条例の一部を改正する条例

摂津市手数料条例（平成12年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号の表コの項中「第39条の22第1項」を「第39条の11第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月21日から施行する。